

令和 6 年度
環境モニタリング調査
結果報告書

令和 7 年 2 月

有 限 会 社 鬼 澤 商 事
一 般 社 団 法 人 茨 城 県 環 境 管 理 協 会

目 次

1. 目的	1
2. 調査期日	1
3. 調査場所	1
4. 測定項目及び測定方法	2
5. 環境関係法令等による指定状況	4
6. 調査結果	9
7. まとめ	15
8. 現場写真	16

1. 目的

有限会社鬼澤商事では、平成 23 年度に発酵堆肥化施設の設置許可申請を行い、平成 25 年度に施設が完成した。本調査は、新施設稼働に伴い発生する粉じん、騒音・振動、特定悪臭物質、事業所からの排水の調査を行い、各関係法令への適合状況を確認することを目的とする。

2. 調査期日

- ・粉じん濃度調査 : 令和 7 年 1 月 14 日
- ・騒音レベル及び振動レベル調査 : 令和 7 年 1 月 14 日～令和 7 年 1 月 15 日
- ・特定悪臭物質調査 : 令和 6 年 7 月 5 日
- ・排水水質調査 : 令和 6 年 10 月 18 日

3. 調査場所

茨城県小美玉市柴高 849-1 有限会社 鬼澤商事

都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号：用途地域の指定のない地域

(図 3.1 調査場所位置図及び図 3.2 調査地点位置図参照。)

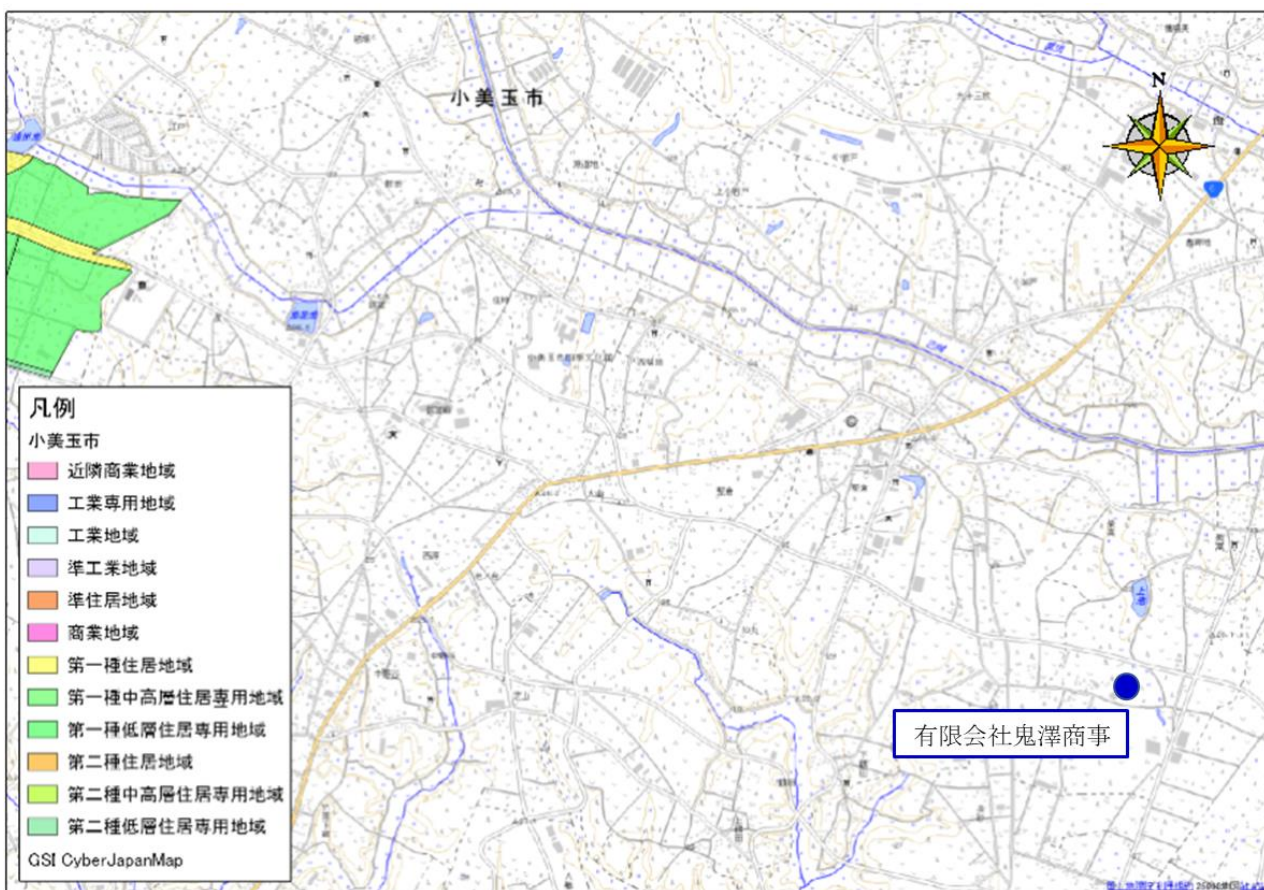


図 3.1 調査場所位置図

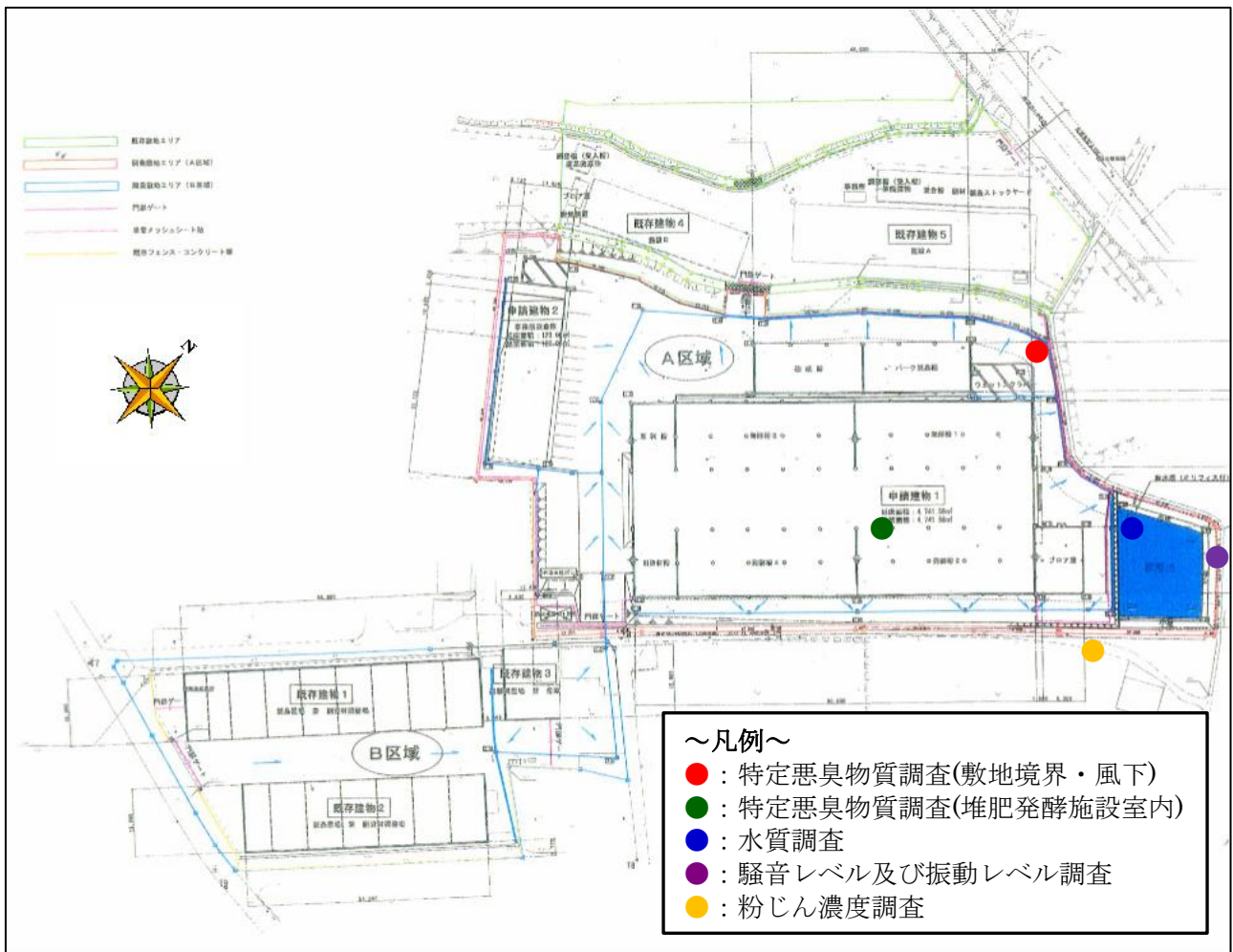


図 3.2 調査地点位置図

4. 測定項目及び測定方法

測定項目及び測定方法を表 4.1～表 4.4 に示した。

表 4.1 測定項目及び測定方法(粉じん濃度)

項目	測定方法
粉じん濃度	JIS Z 8813

表 4.2 測定項目及び測定方法(騒音レベル及び振動レベル)

項目	測定方法
騒音レベル	JIS Z 8731
振動レベル	JIS Z 8735

表 4.3 測定項目及び測定方法(特定悪臭物質)

項目	測定方法
アンモニア	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 1
メチルメルカプタン	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 2
硫化水素	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 2
硫化メチル	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 2
二硫化メチル	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 2
トリメチルアミン	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 3
アセトアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 4
プロピオンアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 4
ノルマルブチルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 4
イソブチルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 4
ノルマルバレルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 4
イソバレルアルデヒド	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 4
イソブタノール	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 5
酢酸エチル	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 6
メチルイソブチルケトン	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 6
トルエン	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 7
スチレン	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 7
キシレン	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 7
プロピオン酸	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 8
ノルマル酪酸	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 8
ノルマル吉草酸	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 8
イソ吉草酸	S47 環境庁告示第 9 号 別表第 8

表 4.4 測定項目及び測定方法(水質)

項 目	測 定 方 法
水素イオン濃度	JIS K0102 12.1
生物化学的酸素要求量	JIS K0102 21,32.3
化学的酸素要求量	JIS K0102 17
浮遊物質	S46 環告第 59 号付表 9
窒素含有量	JIS K0102 45
りん含有量	JIS K0102 46.3

5. 環境関係法令等による指定状況

5. 1. 粉じん

粉じんに係る環境関係法令として、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準がある。茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準を表 5.1.1 に示す。

表 5.1.1 茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める規制基準(粉じん)

項目	規制基準
粉じん	敷地境界線上 1.5(mg/m ³)

5. 2. 騒音レベル及び振動レベル

5. 2. 1. 騒音レベル

騒音に関する規制等として、「環境基本法」に基づく環境基準、「騒音規制法」に基づく規制基準があり、更に「茨城県生活環境の保全等に関する条例」による規制基準等が定められている。小美玉市(旧美野里町)においては全域が騒音規制法に基づく指定地域となる。当該事業所は騒音特定施設を設置しており、騒音規制法の適用を受ける。よって、本調査では、当該事業所の敷地境界に対して、騒音規制法に定められる規制基準と比較し、評価することとする。表 5.2.1 に小美玉市(旧美野里町)における騒音に係る指定地域及び規制基準適用区域を示し、表 5.2.2 に騒音規制法による規制基準を示し、表 5.2.3 に茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準を示す。

表 5.2.1 小美玉市(旧美野里町)における騒音に係る指定地域及び規制基準適用区域

市町村名	指定地域	規制基準が適用される区域	住居専用地域	住居専用地域	田園住居地域	住居専用地域	住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	の ない 地域	用途地域の指定	
			第1種低層	第2種低層	第1種中高層	第2種中高層	第1種住居地域	第2種住居地域										
小美玉市 (旧美野里町)	全域	第1種区域	○	○	○													
		第2種区域				○	○	○	○	○								
		第3種区域										○	○	○			○	
		第4種区域												○	○			

※ ■ : 当該事業所に適用される。

表 5.2.2 騒音規制法による規制基準

用途地域	住居専用地域	第1種低層	住居専用地域	第2種低層	田園住居地域	住居専用地域	第1種中高層	住居専用地域	第2種中高層	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	の ない 地域	用途地域の 指定	工業地域	工業専用地域	備考	
																					第1種区域
特定工場等に係る 騒音規制基準	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	第2、3、4種区域内の学校・ 保育所・病院・図書館・特別養 護老人ホームのおおむね50 mの区域内は5dB減とする。
	50 dB	45 dB	40 dB	40 dB	50 dB	45 dB	65 dB	60 dB	50 dB	70 dB	65 dB	55 dB									

※特定建設作業に係る騒音規制基準、自動車騒音の要請限度は記載を省略した。

※■：当該事業所に適用される。

表 5.2.3 茨城県生活環境の保全等に関する条例による規制基準

用途地域	住居専用地域	第1種低層	住居専用地域	第2種低層	田園住居地域	住居専用地域	第1種中高層	住居専用地域	第2種中高層	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	の ない 地域	用途地域の 指定	工業地域	工業専用地域	備考	
																					第1種区域
特定工場等に係る騒音規制基準	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	8 ～ 18時	6 ～ 8時	18 ～ 21時	21 ～ 6時	第2、3、4種区域内の学校・保育所・病 院・図書館・特別養護老人ホームのおおむ ね50mの区域内は5dB減とする。
	50 dB	45 dB	40 dB	40 dB	50 dB	45 dB	65 dB	60 dB	50 dB	70 dB	65 dB	55 dB	75 dB	65 dB							

5. 2. 2. 振動レベル

振動に関する規制等として、「振動規制法」に基づく規制基準があり、更に「茨城県生活環境の保全等に関する条例」による規制基準等が定められている。小美玉市(旧美野里町)においては、工業専用地域を除く全域が振動規制法に基づく指定地域となる。当該事業所は振動特定施設を設置しており、振動規制法の第2種区域の適用を受ける。よって、本調査では敷地境界に対して、振動規制法の第2種区域の規制基準と比較し、評価することとする。表5.2.4に小美玉市(旧美野里町)における振動に係る指定地域及び規制基準適用区域を示し、表5.2.5に振動規制法に定める規制基準を示す。

表 5.2.4 小美玉市(旧美野里町)における振動に係る指定地域及び規制基準適用区域

市町村名	指定地域	規制基準が適用される区域	住居専用	住居専用	田園住居	住居専用	住居専用	第1種住居	第2種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	用途地域の指定
			低層	低層	地域	中高層	中高層	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	
小美玉市 (旧美野里町)	工業専用地域を除く全域	第1種区域	○	○	○	○	○	○	○	○						
		第2種区域										○	○	○	○	

※■：当該事業所に適用される。

表 5.2.5 振動規制法による規制基準

用途地域	住居専用	住居専用	田園住居	住居専用	住居専用	第1種住居	第2種住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	用途地域の指定	工業	工業専用	備考
	低層	低層	地域	中高層	中高層	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域	地域		
特定工場等に係る振動規制基準	第1種区域								第2種区域				学校・病院等の敷地の周囲におおむね50mの区域内は5dB減とする。		
	6時～21時				21時～6時				6時～21時		21時～6時				
	65dB				55dB				70dB		60dB				

※■：当該事業所に適用される。

5. 3. 特定悪臭物質

悪臭に関する規制等として、「悪臭防止法」に基づき指定地域と規制基準が定められており、小美玉市は、表 5.3.1 に示す地域が指定地域となっている。

調査地点は、都市計画法の用途地域の指定のない地域に所在することから、「悪臭防止法」の指定地域外となっており規制を受けない。本調査においては、参考として、悪臭防止法 1 号規制 B 区域の規制基準並びに自主基準との比較をすることとする。表 5.3.2 に悪臭防止法 1 号規制 B 区域の規制基準並びに自主基準を示した。

表 5.3.1 小美玉市における悪臭に係る指定地域及び規制基準適用区域

地域の区分	規制地域
A区域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により用途地域として定められた地域(工業専用地域を除く。)

小美玉市(旧美野里町地域)平成 13 年 3 月 12 日告示、平成 13 年 4 月 1 日施行

表 5.3.2 悪臭防止法に基づく規制基準及び自主基準

項 目	悪臭防止法 1 号規制 B 区域 規制基準(ppm)	自主基準(ppm)
アンモニア	2	1
メチルメルカプタン	0.004	0.002
硫化水素	0.06	0.03
硫化メチル	0.05	0.025
二硫化メチル	0.03	0.015
トリメチルアミン	0.02	0.01
アセトアルデヒド	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	0.015
イソブチルアルデヒド	0.07	0.035
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	0.01
イソバレルアルデヒド	0.006	0.003
イソブタノール	4	2
酢酸エチル	7	3.5
メチルイソブチルケトン	3	1.5
トルエン	30	15
スチレン	0.8	0.4
キシレン	2	1
プロピオン酸	0.07	0.035
ノルマル酪酸	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	0.002	0.001
イソ吉草酸	0.004	0.002

5. 4. 水質

水質に関する規制として、「水質汚濁防止法」に基づき排水基準が定められており、更に、茨城県条例として水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例の排水基準がある。また、霞ヶ浦流域内においては茨城県霞ヶ浦水質保全条例が定められている。当該事業所は霞ヶ浦流域内に所在するものの各法令に係る特定施設を設置していないことから、各法令の規制対象ではないが、本調査においては、参考として、水質汚濁防止法に基づく一律排水基準、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例が定める排水基準と比較することとする。表 5.4.1 に水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例が定める排水基準を示した。

表 5.4.1 水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び
茨城県霞ヶ浦水質保全条例が定める排水基準

項 目	排水基準(mg/L)		備考
	日間平均	最大	
水素イオン濃度	-	5.8～8.6(pH)	※1
生物化学的酸素要求量	20	25	※2
化学的酸素要求量	20	25	
浮遊物質	30	40	
窒素	-	45	※3
りん	-	6	

※1：1日の平均的な排水量として 50m³以上の排水基準

※2：1日の平均的な排水量として 20m³未満の排水基準

※3：1日の平均的な排水量として 10以上 20m³未満の排水基準

6. 調査結果

6. 1. 粉じん

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.1.1 に示す。測定時の風向風速は、西の風、風速 0~1.1m/s であった。測定結果は、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準を下回った。よって、当該事業所より発生する粉じんは、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準に適合していることが確認された。

表 6.1.1 粉じん濃度測定結果

測定地点	粉じん濃度(mg/m ³)	規制基準
敷地境界(風下)	0.36	敷地境界線上 1.5mg/m ³

6. 2. 騒音レベル及び振動レベル

6. 2. 1. 騒音レベル

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.2.1 に示す。測定結果は、朝、昼間、夕、夜間の全ての時間区分において、騒音規制法に定める規制基準を下回った。よって、当該事業所より発生する騒音は、騒音規制法に定める規制基準に適合していることが確認された。

表 6.2.1 騒音レベル測定結果

時間区分	朝	昼間	夕	夜間
規制基準(dB)	60	65	60	50
敷地境界	44 (6:00~6:10)	50 (10:00~10:10)	44 (18:00~18:10)	42 (21:00~21:10)

6. 2. 2. 振動レベル

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.2.2 に示す。測定結果は、昼間、夜間の全ての時間区分において、振動規制法に定める規制基準を下回った。よって、当該事業所より発生する振動は、振動規制法に定める規制基準に適合していることが確認された。

表 6.2.2 振動レベル測定結果

時間区分	昼間	夜間
規制基準(dB)	70	60
敷地境界	<30 (10:00~10:10)	<30 (21:00~21:10)

※表中"<"については、振動計の測定保証値 30dB 未満であることを表す。

6. 3. 特定悪臭物質

6. 3. 1. 敷地境界(風下)

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.3.1 に示した。測定時の気象条件は、風向：南、風速：1.1～2.2m/s、気温：31.6℃、湿度：57%であった。

測定結果は、アンモニアが 0.3ppm 検出された。その他の項目は定量下限値未満であった。

以上より、すべての項目において、悪臭防止法 1 号規制(B 区域)に基づく規制基準及び自主基準を下回ったことが確認された。

表 6.3.1 特定悪臭物質測定結果(敷地境界・風下)

項目	調査結果(ppm)	規制基準(ppm) B区域	自主基準(ppm)
アンモニア	0.3	2	1
メチルメルカプタン	<0.0005	0.004	0.002
硫化水素	<0.0005	0.06	0.03
硫化メチル	<0.0005	0.05	0.025
二硫化メチル	<0.0005	0.03	0.015
トリメチルアミン	<0.0005	0.02	0.01
アセトアルデヒド	<0.001	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	<0.001	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	0.03	0.015
イソブチルアルデヒド	<0.001	0.07	0.035
ノルマルバレールアルデヒド	<0.001	0.02	0.01
イソバレールアルデヒド	<0.001	0.006	0.003
イソブタノール	<0.05	4	2
酢酸エチル	<0.05	7	3.5
メチルイソブチルケトン	<0.05	3	1.5
トルエン	<0.05	30	15
スチレン	<0.05	0.8	0.4
キシレン	<0.05	2	1
プロピオン酸	<0.003	0.07	0.035
ノルマル酪酸	<0.0001	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	<0.00009	0.002	0.001
イソ吉草酸	<0.0001	0.004	0.002

備考：試料採取時の気象条件 気温：31.6℃、湿度：57%、風向：南、風速：1.1～2.2m/s

表中"<"については、定量下限値未満であることを表す。

上記の結果を用いて、令和6年度の測定結果を平成28年度～令和5年度の測定結果とともに表6.3.2に示した。令和6年度の測定結果は、アンモニアが検出されたものの、他項目は定量下限値未満であり、悪臭防止法1号規制(B区域)に基づく規制基準と比較すると、すべての項目において規制基準を下回っていた。また、過去の測定結果と比較しても大きな濃度変化を示す項目はなかった。

表 6.3.2 特定悪臭物質測定結果(敷地境界・風下)

項 目	調査結果(ppm)									規制基準	自主基準
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度	B区域	
アンモニア	0.3	0.3	0.3	<0.1	0.2	<0.1	0.4	<0.1	0.2	2	1
メチルメルカプタン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.004	0.002
硫化水素	<0.0005	0.0007	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0008	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.06	0.03
硫化メチル	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.05	0.025
二硫化メチル	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.03	0.015
トリメチルアミン	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.02	0.01
アセトアルデヒド	<0.001	0.007	0.002	<0.001	0.008	0.008	0.003	0.002	0.003	0.1	0.05
プロピオンアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.1	0.05
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.03	0.015
イソブチルアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.07	0.035
ノルマルバレールアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02	0.01
イソバレールアルデヒド	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.006	0.003
イソブタノール	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	4	2
酢酸エチル	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	7	3.5
メチルイソブチルケトン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	3	1.5
トルエン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	30	15
スチレン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	0.8	0.4
キシレン	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	<0.05	2	1
プロピオン酸	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	0.07	0.035
ノルマル酪酸	<0.0001	<0.0001	0.0001	<0.0001	<0.0001	0.0011	0.0019	0.0004	0.0002	0.002	0.001
ノルマル吉草酸	<0.00009	<0.00009	0.00093	<0.00009	<0.00009	0.00044	<0.00009	<0.00009	<0.00009	0.002	0.001
イソ吉草酸	<0.0001	<0.0001	0.0002	<0.0001	<0.0001	0.0006	<0.0001	<0.0001	<0.0001	0.004	0.002

備考：表中"<"については、定量下限値未満であることを表す。

6. 3. 2. 堆肥発酵施設室内

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.3.3 に示した。検出された項目は、アンモニアが 99.3ppm、メチルメルカプタンが 0.020ppm、硫化メチルが 0.21ppm、二硫化メチルが 0.024ppm、トリメチルアミンが 0.0264ppm、プロピオン酸が 0.024ppm、ノルマル酪酸が 0.0240ppm、ノルマル吉草酸が 0.00872ppm、イソ吉草酸が 0.0111ppm であった。

表 6.3.3 特定悪臭物質測定結果(堆肥発酵施設室内)

項 目	調査結果(ppm)
アンモニア	99.3
メチルメルカプタン	0.020
硫化水素	<0.0005
硫化メチル	0.21
二硫化メチル	0.024
トリメチルアミン	0.0264
アセトアルデヒド	<0.001
プロピオンアルデヒド	<0.001
ノルマルブチルアルデヒド	<0.001
イソブチルアルデヒド	<0.001
ノルマルバレールアルデヒド	<0.001
イソバレールアルデヒド	<0.001
イソブタノール	<0.05
酢酸エチル	<0.05
メチルイソブチルケトン	<0.05
トルエン	<0.05
スチレン	<0.05
キシレン	<0.05
プロピオン酸	0.024
ノルマル酪酸	0.0240
ノルマル吉草酸	0.00872
イソ吉草酸	0.0111

備考：室温 36.1℃、湿度 78%

表中"<"については、定量下限値未満であることを表す。

6. 3. 3. 敷地境界と堆肥発酵施設内との比較

堆肥発酵施設内で検出された項目について、敷地境界(風下)地点における測定結果とともに図 6.3.1 に示した。

堆肥発酵施設内で検出された項目を、敷地境界(風下)地点の測定結果と比較すると、敷地境界(風下)地点においては、大きな濃度低下が確認された。

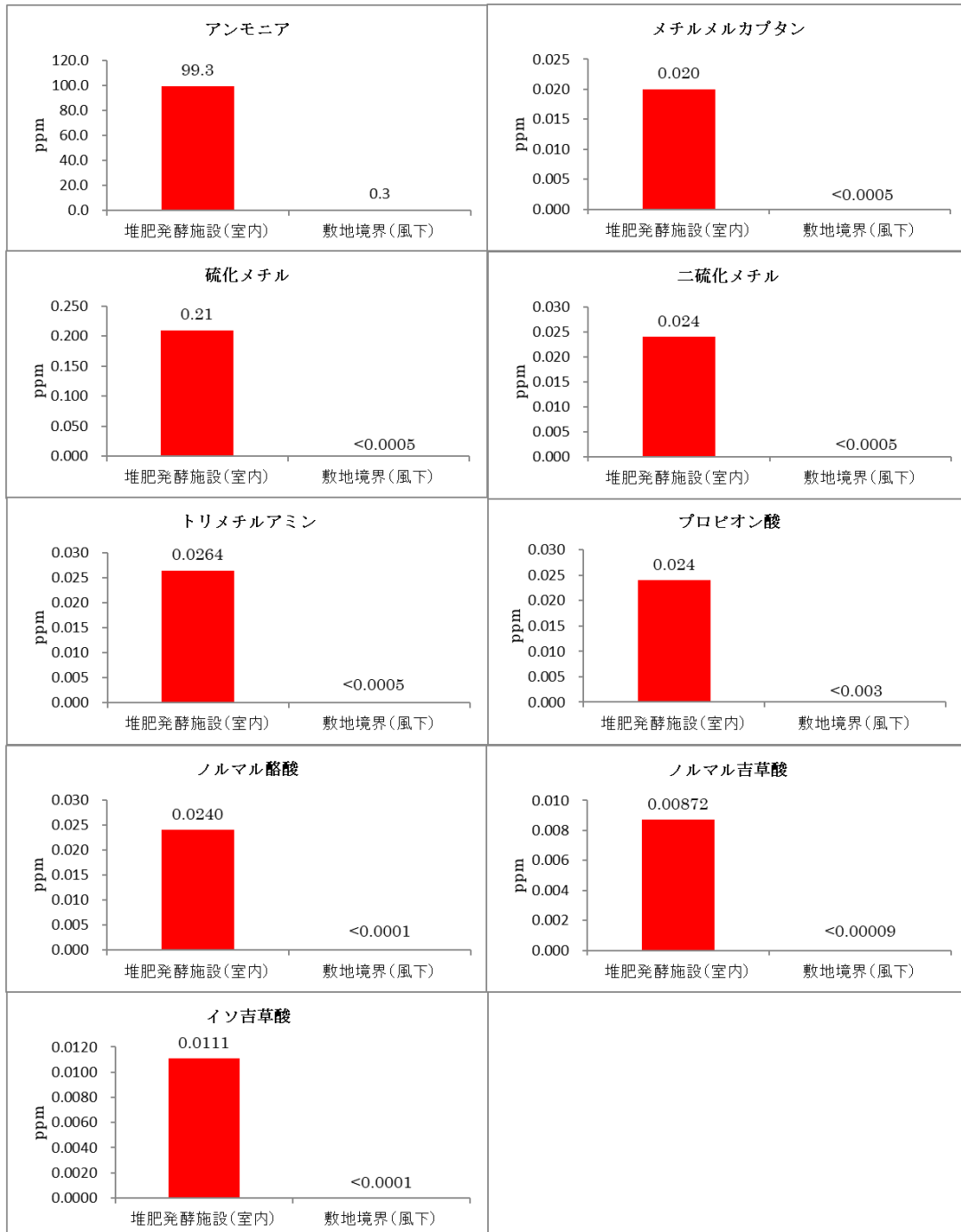


図 6.3.1 堆肥発酵施設内及び敷地境界(風下)特定悪臭物質測定結果

6. 4. 排水水質調査

調査地点を図 3.2 に示し、測定結果を表 6.4.1 に示した。測定結果を水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び茨城県霞ヶ浦水質保全条例が定める排水基準と比較すると、すべての項目で排水基準を下回っていた。

表 6.4.1 排水測定結果

項目	単位	測定結果	排水基準	
			日間平均	最大
水素イオン濃度	pH	8.3	-	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量	mg/L	10.9	20	25
化学的酸素要求量	mg/L	7.0	20	25
浮遊物質	mg/L	7	30	40
窒素含有量	mg/L	5.92	-	45
りん含有量	mg/L	0.06	-	6

7. まとめ

7. 1. 粉じん

測定結果は、茨城県生活環境の保全等に関する条例に定める粉じんに係る規制基準を下回っていた。

7. 2. 騒音レベル及び振動レベル

7. 2. 1. 騒音レベル

測定結果は、朝、昼間、夕、夜間の全ての時間区分において、騒音規制法に定める規制基準を下回っていた。

7. 2. 2. 振動レベル

測定結果は、昼間、夜間の全ての時間区分において、振動規制法に定める規制基準を下回っていた。

7. 3. 特定悪臭物質

すべての項目において、悪臭防止法 1 号規制(B 区域)に基づく規制基準及び自主基準を下回ったことが確認された。

堆肥発酵施設内では、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸が検出されているものの、敷地境界風下地点では、濃度レベルが低下し、悪臭防止法に基づく規制基準及び自主基準を下回っていた。また、その他の項目については定量下限値未満であり、悪臭防止法に基づく規制基準及び自主基準を下回っていた。

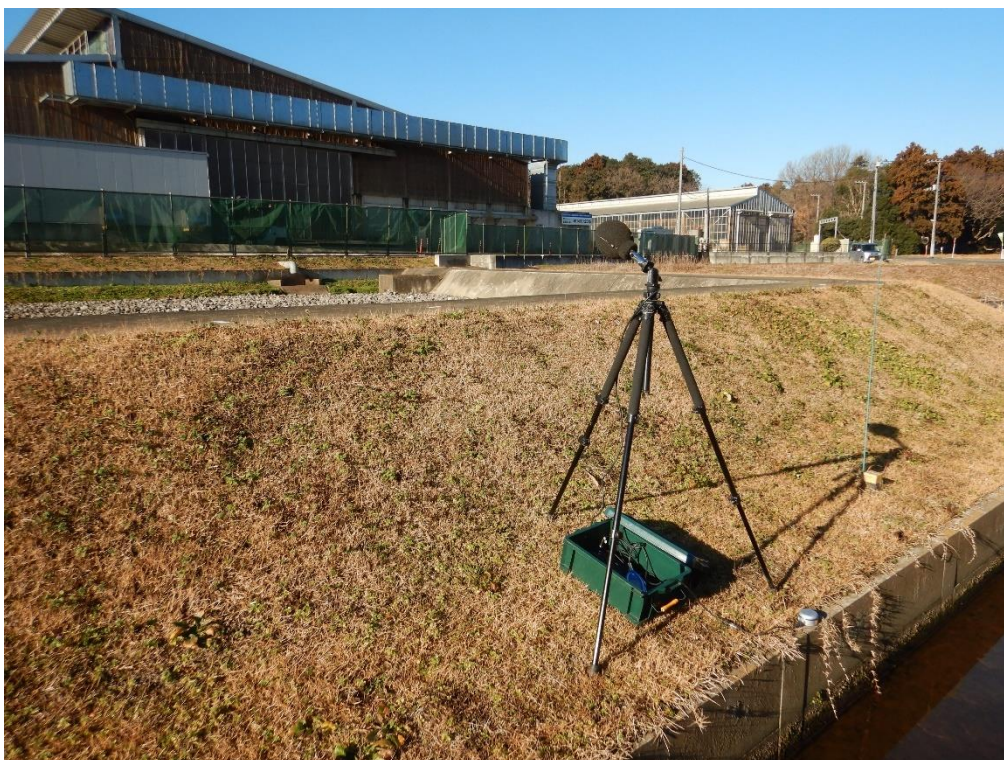
7. 4. 水質

測定結果は、水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例及び霞ヶ浦水質保全条例が定める排水基準を下回っていた。

8. 現場写真



令和7年1月14日 粉じん濃度 敷地境界(風下) 測定状況



令和7年1月14日～15日 騒音レベル及び振動レベル 敷地境界 測定状況



令和6年7月5日 特定悪臭物質 敷地境界(風下) 測定状況



令和6年7月5日 特定悪臭物質 堆肥発酵施設内 測定状況